

令和6年度
紫波町新学校給食センター厨房設備発注業務
アイデア提案募集要項

RFQ　－Request For Quotation－

令和6年10月
紫　波　町
企画総務部 地域づくり課

※本募集は、令和7年度当初予算の成立前に準備行為として実施するものです。
当該予算が成立しない場合は、業務内容の変更又は中止とすることがあります。

第1 アイディア提案募集に関する事項

1 事業目的

現在の紫波町学校給食センターは開所から50年を越え、施設の老朽化が顕著となっています。栄養教諭や調理員、調理会社の尽力により、大きな事故や食中毒の発生はこれまでなく、給食を提供し続けてきました。

現在のセンターは現行の「学校給食衛生管理基準」を満たしておらず、解決すべき多くの問題を抱えています。「安心・安全でおいしい学校給食の提供」「地域産業に寄与するセンター」を基本方針として、新たな学校給食センターの建て替えを行います。

整備を進めるにあたり、学校給食センター整備において肝要である厨房設備の業者を選定し、導入する厨房設備をプランニングした後、設計・建設事業者を公募予定です。

厨房設備の業者選定に先立ち、設備の諸条件、評価基準設定、価格の積算等の参考とするべく、アイディア提案を募集します。なお、優秀なアイディアを提案した事業者には、業者選定時においてインセンティブを付与します。

2 アイディア提案の概要

- (1) 事業名称 紫波町新学校給食センター厨房設備発注業務アイディア提案募集
- (2) 提案概要 新学校給食センターの厨房設備の納入・設置に係る提案
- (3) 求める提案内容・範囲
 - ア 厨房設備の機種及び機種の性能並びに価格について
 - イ 施設の設計について（配置図含む）
 - ウ その他、これらを実施する上で必要な関連業務

3 整備計画（仕様）

別添「紫波町新学校給食センター基本計画書（案）」記載の内容を踏まえて提案すること。ここで示す「厨房設備」には、ラック、台、ロッカー等を含み、食器・食缶・調理器具は含まない。具体的には、「改定学校給食施設計画の手引き（株式会社生活デザイン研究所発行）」152・153ページを参考とすること。

なお、基本計画書の成案化はアイディア提案後を予定していることから、基本計画書（案）によらないアイディア提案も可能とする。

4 参加資格

(1) 参加条件の概要

本アイディア提案に参加できる者は、厨房設備の納入を業とする（2）で定める資格を満たす企業（以下「提案者」という。）とする。なお、複数の企業が連携して提案者となることを妨げない。

同一の企業（複数の企業が連携して提案者となる場合の事業者や技術者（以下、総称して「共同企業体等」という。）を含む）が、2以上の提案者として参加することはできない。

(2) 提案者に求める資格

ア 紫波町建設工事等指名競争入札の実施等に関する要綱に基づく指名停止の措置を受けている者ではないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する欠格事由に該当する者でないこと。

ウ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項及び第2項の規定に基

づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

エ 紫波町暴力団排除条例（平成 24 年紫波町条例第 30 号）第 2 条第 1 号から第 4 号に規定する者ではないこと。

オ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

5 実施スケジュール

- | | | |
|-----|------------|-------------------------------------|
| (1) | 問合せ期間 | 令和 6 年 10 月 11 日（金）から 11 月 7 日（木）まで |
| (2) | 提案書募集期間 | 令和 6 年 10 月 11 日（金）から 12 月 6 日（金）まで |
| (3) | 審査委員会開催予定日 | 令和 6 年 12 月上旬 |
| (4) | 結果の通知予定日 | 令和 6 年 12 月下旬 |

6 募集の手続き

(1) 問合せ先及び書類提出先

本事業の担当課は紫波町企画総務部地域づくり課であり、本事業に係る問合せ（様式任意）、関係書類の提出先は以下の通りとする。

住所 〒028-3392 紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1 企画総務部地域づくり課 宛

電話 019-672-2111（内線 2326）担当 長谷川、高橋

電子メール chiiki@town.shiwa.iwate.jp

(2) 提供資料

参加表明及びアイデア提案については、次に掲げる資料を踏まえ、所定様式により作成すること。なお、提供資料については、本業務のアイデア提案書の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。

ア 令和 6 年度紫波町新学校給食センター厨房設備発注業務アイデア提案募集要項

イ 令和 6 年度紫波町新学校給食センター厨房設備発注業務アイデア提案様式集

ウ 紫波町新学校給食センター整備基本計画書（案）

エ 紫波町新学校給食センター基本方針書

オ 文教施設における多様な PPP/PFI の先導的開発事業成果報告書

(3) 参加表明書及びアイデア提案書の提出

本アイデア提案の提案者となる者は、令和 6 年 12 月 6 日（金）までに以下に掲げる提案書類一式（以下、「アイデア提案書等」という。）を、担当課へ持参又は郵送により提出すること。

ア 参加表明書（様式 1 または 1-1） 1 部

イ アイデア提案書提出書（様式 2） 1 部

ウ 誓約書（様式 3） 1 部

エ 事業実績書（様式 4） 1 部

オ 価格提案書（様式 5） 1 部

カ 価格提案内訳書（様式任意） 1 部

キ アイデア提案書 各 5 部及び電子データ（電子メールでの送付）

(ア) 配慮した提案ポイント（様式 6）

給食調理の機能性／ライフサイクルコストの低減・省エネ化／衛生面の配慮／エリア毎の特徴とポイント

(イ) 想定配置図（平面図）、設置機器一覧（様式任意、A 3）

※共同企業体等で応募する場合は、代表企業名で提出すること。ただし、誓約書（様式 3）は構成員毎に 1 部ずつ提出すること。

7 評価

- (1) 審査委員会が、アイデア提案書等による評価を行う。最も優れた提案を行った提案者には、業務の審査時に最大で満点の5%の加点を行う。その他の提案者についても、提案内容により4%以内の加点を付与する。

- (2) 評価項目の設定

【審査項目と審査の視点】

No.	項目	審査の視点
①	厨房設備に関する基本的な考え方	基本計画書(案)に基づき、機能性・安全性を確保できる提案内容となっているか。
②	ライフサイクルコストの低減	劣化の低減や長寿命化(耐用年数、保証期間)、メンテナンス性(交換部品の調達、修繕の容易性)に配慮した提案となっているか。
③	省エネ・環境配慮に関する提案	省エネ化を図り、環境に配慮した上でランニングコストが軽減される提案となっているか。
④	提案価格の妥当性	見積の内容が適切であり、町財政への貢献度が高い提案となっているか。

- (3) 審査方法

審査委員会は、提案書について審査項目を審査し評価する。

- (4) 提案に対する評価

- ア 町は審査委員会の評価を基に、最優秀提案者を決定する。
イ 次点以下の提案者について、加点を付与する場合の内容を決定する。
ウ 町は提案者全てに、審査結果の概要を付しその旨を通知する。
エ 審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

8 留意事項

- (1) 資料の追加要請

提出されたアイデア提案書に関し、事務局から問い合わせ又は資料等の追加提出を求める場合がある。

- (2) 失格

提案者及び提案者と同一と判断される団体等が、次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

- ア 本業務までの間に、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合。
イ 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合。

- (3) 本業務の中止の場合の取り扱い

本業務が中止となった場合において、提案予定者はいかなる理由においても、提出のために要した経費について町に対して一切請求することはできない。

以上